特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
33	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当は、児童手当法に基づき、父母等の児童を養育する者に家庭等における生活の安定及び児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当である。 　児童手当の支給要件に該当する者が、児童手当の支給を受けようとする時は、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと定められている（児童手当法第7条（認定））。また、市町村長は認定した受給者に対し、児童手当を支給する（児童手当法第8条（支給及び支払））こととなっている。 　児童手当の支給事務に必要な児童及び受給者の住所地の管理を行っている。また、児童手当には令和6年10月の制度改正以前まで所得制限があった（児童手当法第5条）ため、受給者の所得についても管理していた。 　また、申請については、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル（※）やパマトコ（※2）を利用した電子申請によっても行う。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト、サービス検索・電子申請機能を利用した申請を受け付ける。 ※2横浜市が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、 福祉保健システム（児童手当DB）、サービス検索・電子申請機能、情報共有基盤システム、 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 福祉保健システム（児童手当DB）　2. 団体内統合宛名ファイル　3. 児童手当電子申請データファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第８号 ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表42、表125、表161の項 ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第44条第1項第1号ネ、第127条第１項第1号ネ、第163条第1項第1号ネ 【情報照会】 ・番号法第19条第８号 ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表106の項及び表107の項 ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第108条及び第109条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 横浜市中区本町6-50-10　TEL:045-641-8411
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生あり　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・自己点検、他者による点検をはじめ、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、児童手当には所得制限がある（児童手当法第5条）ため、受給者の所得についても管理している。	児童手当には令和6年10月の制度改正以前まで所得制限があった（児童手当法第5条）ため、受給者の所得についても管理していた。	事後	所得制限がなくなったため。
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	マイナポータル（※）	マイナポータル（※）やパマトコ（※2）	事後	パマトコの追加
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※国が運用するインターネット上のサイト	※国が運用するインターネット上のサイト ※2横浜市が運営するインターネット上のサイト	事後	パマトコの追加
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の56項	番号法第9条第1項　別表81項	事後	番号法改正
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条　別表第二の26項、30項及び87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条、第44条 【照会】 ・番号法第19条　別表第二の74項及び75項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条の2	【提供】 ・番号法第19条第8号別表23項、26項、94項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第44条第1号ネ、第127条第1号ネ、第163条第1号ネ 【照会】 ・番号法第19条第8号別表81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条、同条表第106項、第107項、第108条、第109条	事後	番号法改正
令和7年8月29日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 横浜市中区本町6-50-10　TEL：045-671-3610	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 横浜市中区本町6-50-10　TEL：045-641-8411	事後	重要な変更に該当しないため。
令和7年8月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数	令和2年3月31日	令和7年3月31日	事後	重要な変更に該当しないため。
令和7年8月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数	令和2年3月31日	令和7年3月31日	事後	重要な変更に該当しないため。
令和7年8月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新規）	十分である	事後	新様式施行に伴う追加
令和7年8月29日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	（新規）	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	新様式施行に伴う追加
令和8年10月26日	様式の最新化	令和6年10月　様式2	令和7年5月　様式2	事後	様式改定
令和8年10月26日	表紙 公表日	令和7年8月29日	令和8年10月26日	事後	修正による公表のため
令和8年10月26日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト、サービス検索・電子申請機能を利用した申請を受け付ける。	事後	連携先システムの標準化及び国のサービス変更によるため（次期オンライン申請サービス）
令和8年10月26日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	（追加）	団体内統合宛名システム	事後	連携先システムの標準化のため
令和8年10月26日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	2．統合番号連携ファイル	2．団体内統合宛名ファイル	事後	連携先システムの標準化のため
令和8年10月26日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令　第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	事後	番号法改正のため
令和8年10月26日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第8号別表23項、26項、94項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第44条第1号ネ、第127条第1号ネ、第163条第1号ネ 【照会】 ・番号法第19条第8号別表81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条、同条表第106項、第107項、第108条、第109条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、表125、表161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1項第1号ネ、第127条第1項第1号ネ、第163条第1項第1号ネ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項及び表107の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条	事後	番号法改正のため